

# 行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査基準等について

平成29年5月23日  
29総（通達）第1号  
（改正）令和4年3月24日  
令03総（通達）第29号  
（改正）令和5年3月27日  
令04総（通達）第23号

## （目的）

第1条 この通達は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び個人情報保護規程（17（規程）第57号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）における行政機関等匿名加工情報の提案に係る審査基準等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この通達において使用する用語は、法、令、規則及び規程において使用する用語の例による。

## （提案の審査基準）

第3条 規程第24条第3項に定める基準は、次のとおりとする。

- イ 法第112条第1項の提案（以下「提案」という。）をした者が法第113条各号に定める欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ロ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ハ 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっての加工の方法が総務部長が別に定める基準に適合するものであること。
- ニ 提案に係る行政機関等匿名加工情報が用に供される事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ホ 提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて、かつ、行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。
- ヘ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ト 提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に機構の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。

2 保護管理責任者は、規程第24条第2項の規定により総括保護管理者が行う審査の結果、提案が前項各号に掲げる基準に適合する、又は適合しないと認められるときは、総務部長が別に定めるところに従い、通知等の手続を行う。

## （審査の体制）

第4条 規程第24条第2項による審査の実施に当たっては、総務部及び関係する部署が協力する。

2 前項にかかわらず、保護管理責任者が必要と認めるときは、審査は機構の役職員以外の協力を得て、又は会議体における審議により行うことができる。

## 附 則

この通達は、平成29年5月30日から施行する。

## 附 則（令和4年3月24日 令03総（通達）第29号）

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則（令和5年3月27日 令04総（通達）第23号）

この通達は、令和5年4月1日から施行する。